

I 調査の概要

1 調査の目的

県内における建設業、製造業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、金融・保険・不動産業、運輸・通信業、医療・福祉、サービス業の8産業について、職場環境の実態を把握し、労働行政の基礎資料とする。

2 調査期間及び基準日

平成30年8月1日現在

ただし、育児休業の取得に関する項目については平成28年8月1日から平成30年7月31日、介護を理由とした離職に関する項目については平成29年4月1日から平成30年3月31日とした。

3 調査対象

事業所母集団データベースの母集団情報における常用雇用者5人以上の事業所から、従業員規模別・産業分類別に1,500件を無作為抽出した。

なお、今年度より調査対象を常用雇用者数10人以上の事業所から5人以上の事業所に変更している。

4 調査事項（調査票参照）

- (1) 仕事と家庭の両立支援の取組
- (2) セクシャルハラスメント・マタニティハラスメント
- (3) 労働時間・休日・休暇
- (4) テレワーク
- (5) 働き方改革の実施状況

5 調査方法

郵送による自計申告方式のアンケート調査である。

6 回答状況（別表参照）

調査対象事業所から回答があったうち、有効回答数は406事業所（有効回答率27.1%）である。

7 調査結果の集計

奈良県産業・雇用振興部雇用政策課において集計を行った。

8 調査結果利用上の注意

- (1) 数値は小数第2位を四捨五入で端数処理しているため、総数と内訳が一致しない場合がある。
- (2) 集計数が少ないものについては、数値の誤差が大きくなることもあるため、利用上注意を要する。
- (3) 前回の調査と比較する場合は、調査対象の同一性や回収率その他の条件が異なるため

注意を要する。

- (4) 図表中において、「無回答・不明」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものである。

9 用語の説明

(1) 常用労働者

- ① 期間を定めずに、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者
- ② 臨時、日雇労働者などで、前2ヶ月の各月において18日以上雇用されている労働者をいう。

(2) 有期契約労働者

期間を定めた契約で雇用した労働者（日々雇われている者及び他企業からの出向者を除く。）をいう。

(3) 期間の定めのない労働者

有期契約労働者以外の労働者をいう。

(4) パートタイム労働者

1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用されるフルタイムの労働者の所定労働時間より短い労働者をいう。

(5) 派遣労働者

「労働者派遣法」（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」）に基づく派遣元事業所から派遣された者をいう。

(6) 育児休業制度

子が1歳に達するまで（一定の場合には2歳）までの間、雇用を継続したまま、育児休業を取得することができる制度のことをいう。

父母がともに育児休業を取得する場合、子が1歳2ヶ月までの間に、父母それぞれが1年を超えない範囲内で育児休業を取得することができる。（母は、産後休業期間と育児休業期間を合わせて1年まで。）

(7) 育児のための勤務時間短縮等の措置

勤務しつつ育児をすることを容易にするために、勤務時間の短縮など、事業主が講じる措置をいう。

3歳までの子を養育する労働者について、①短時間勤務制度（1日6時間）を設けること、②所定外労働を免除することが、事業主に義務づけられている。

また、①、②および〔フレックスタイム制、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、事業所内託児施設の設置・運営、その他これに準ずる便宜の供与（例：育児に要する経費の援助）、育児休業に準ずる措置〕の措置については、事業主は、小学校就学前までの子を養育する労働者について、講じるよう努めなければならない。

(8) フレックスタイム制

1か月以内の一定期間の総労働時間を定めておき、従業員がその範囲内で各日の始業、

終業の時刻を選択して働く制度をいう。

(9) 介護休業制度

家族の介護にあたるため、雇用を継続したまま、介護休業を取得することができる制度をいう。

(10) 1日の所定労働時間

就業規則に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

(11) 週所定労働時間

週休日以外の休日がない週の所定労働時間をいう。なお、不完全な週休2日制などにより、週によって所定労働時間が異なる場合は、4週平均の労働時間をいう。

(12) テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことをいう。

別表 集計事業所数

単位：件（％）

産業別	規模別	全規模					
		5～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1000人以上	
全産業		406	200	71	50	23	62
		100.0%	49.3%	17.5%	12.3%	5.7%	15.3%
	建設業	23	18	2	1	1	1
		5.7%	4.4%	0.5%	0.2%	0.2%	0.2%
	製造業	59	28	19	9	0	3
		14.5%	6.9%	4.7%	2.2%	0.0%	0.7%
	運輸・通信業	16	6	2	0	1	7
		3.9%	1.5%	0.5%	0.0%	0.2%	1.7%
	卸売・小売業	84	37	11	13	4	19
	20.7%	9.1%	2.7%	3.2%	1.0%	4.7%	
金融・保険・不動産業	16	3	3	0	4	6	
	3.9%	0.7%	0.7%	0.0%	1.0%	1.5%	
飲食店・宿泊業	21	11	4	4	0	2	
	5.2%	2.7%	1.0%	1.0%	0.0%	0.5%	
医療・福祉	121	69	20	17	10	5	
	29.8%	17.0%	4.9%	4.2%	2.5%	1.2%	
サービス業	66	28	10	6	3	19	
	16.3%	6.9%	2.5%	1.5%	0.7%	4.7%	